

第7章 計画の運用

第1節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、効果的な計画の完備を図るものとする。

防災計画の修正は、次の順序で行うものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 政策推進部は、関係機関と調整のうえ防災計画修正原案を作成する。
- (2) 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、防災計画修正について、大阪府知事に協議する。
- (3) 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (4) 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2節 計画の習熟

本市および各防災関係機関は、平素から訓練その他の方法によってこの計画の習熟に努めなければならない。また、この計画のうち必要と認められる事項については、地域住民等に周知徹底を図るものとする。

第3節 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。